

西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験業務委託特記仕様書《共通編》

第1章	総則	
	第1節	適用 1 本特記仕様書は、西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験業務委託 に適用する。 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。 ・測量及び設計業務等共通仕様書 令和3年度8月 広島県 (以下「共通仕様書」という。) ・その他関連図書
	第2節	管理技術者及び照査技術者 受注者は、管理技術者及び照査技術者を配置すること。
	第3節	調査設計業務実績サービス (TECRIS) 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績サービス (TECRIS) に基づき、受注、途中変更、完成、訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、途中変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 また、登録内容の事前確認時及び登録機関発行の「登録内容確認書」を業務打合せ簿により調査員に提出しなければならない。なお、途中変更時の登録が必要な場合は、履行期間の変更、技術者の変更、請負金額の変更があった場合とする。
	第4節	再委託の申請 (測量・建設コンサルタント等業務の発注における留意事項 による) 契約約款第6条第3項に基づき、第三者への再委託を申請する場合は、再委託業者に関する事項 (業者名、所在地、登録番号、入札参加資格の有無)、再委託金額、再委託部分の業務内容、担当技術者、技術者の資格及び再委託する理由を添えて申請するものとする。
第2章	業務概要	
	第1節	業務の内容 西国街道・本町地区魅力あるまちなみづくり事業C I M活用及び社会実験編の通りとする。
	第2節	資料の貸与及び返却 本業務に必要な資料については、契約締結後、受注者に対し、貸与する。
第3章	打合せ協議等	
	第1節	打合せ協議等の回数 業務着手時及び完了時並びに業務履行中5回の間打合せを実施することとし費用を見込んでいる。
	第2節	管理技術者の出席 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立会うこと。
	第3節	照査技術者の出席 最終の打合せ協議については、照査技術者が立会うこととし費用を見込んでいる。
第4章	その他	
	第1節	電子データによる納品 1 本業務の最終成果は、A4簡易ファイル製本による成果品3部に加え、電子データで納品する。 2 電子データは、電子媒体で1部提出する。 3 電子媒体は、原則としてISO9660フォーマット (レベル1) のDVDを使用する。 4 電子媒体提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出する。 5 本業務が電子納品対象業務でない場合は、「広島県電子納品実施要領【業務委託編】平成21年5月」は適用しない。